

固定資産税の課税標準の特例

1 わがまち特例

市条例	項	引用先(地方税法)	項	号	根拠法	課税標準の特例となる内容	市の規定	参酌	期限	対象固定資産			対象税		期間(年)	価格に対する率	課税標準額(価格から算出)
										土地	家屋(施設)	償却(設備)	固定	都計			
①	1	第349条の3	27		児童福祉法	家庭的保育事業	2分の1	○			1	1	1			1 / 2	の割合を乗じて得た額
①	2	第349条の3	28		児童福祉法	居宅訪問型保育事業	2分の1	○			1	1	1			1 / 2	の割合を乗じて得た額
①	3	第349条の3	29		児童福祉法	事業所内保育事業	2分の1	○			1	1	1			1 / 2	の割合を乗じて得た額
②	1	附則第15条	2	1	水質汚濁防止法	汚水又は廃液処理施設	2分の1	○	～R8.3.31		1	1	1			1 / 2	の割合を乗じて得た額
②	2	附則第15条	2	5	下水道法	下水道除害施設	4分の3	○	～R8.3.31		1	1	1			4 / 5	の割合を乗じて得た額
②	3	附則第15条	25	1	イ 再エネ特措法	太陽光・1,000kW未満。ペロブス等を含む。	3分の2	○	～R8.3.31			1	1		3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
②	4	附則第15条	25	1	ロ 再エネ特措法	風力・20kW以上	3分の2	○	～R8.3.31			1	1		3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
②	5	附則第15条	25	1	ハ 再エネ特措法	地熱・1,000kW未満	3分の2	○	～R8.3.31			1	1		3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
②	6	附則第15条	25	1	ニ 再エネ特措法	バイオマス・1,000kW以上	3分の2	○	～R8.3.31			1	1		3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
②	7	附則第15条	25	2	再エネ特措法	特定バイオマス(木材又は農産物残渣)	7分の6	○	～R8.3.31			1	1		3	6 / 7	の割合を乗じて得た額
②	8	附則第15条	25	3	イ 再エネ特措法	太陽光・1,000kW以上	4分の3	○	～R8.3.31			1	1		3	3 / 4	の割合を乗じて得た額
②	9	附則第15条	25	3	ロ 再エネ特措法	風力・20kW未満	4分の3	○	～R8.3.31			1	1		3	3 / 4	の割合を乗じて得た額
②	10	附則第15条	25	3	ハ 再エネ特措法	水力・5,000kW以上	4分の3	○	～R8.3.31			1	1		3	3 / 4	の割合を乗じて得た額
②	11	附則第15条	25	4	イ 再エネ特措法	水力・5,000kW未満	2分の1	○	～R8.3.31			1	1		3	1 / 2	の割合を乗じて得た額
②	12	附則第15条	25	4	ロ 再エネ特措法	地熱・1,000kW以上	2分の1	○	～R8.3.31			1	1		3	1 / 2	の割合を乗じて得た額
②	13	附則第15条	25	4	ハ 再エネ特措法	バイオマス・1,000kW未満	2分の1	○	～R8.3.31			1	1		3	1 / 2	の割合を乗じて得た額
②	14	附則第15条	32		都市緑地法	市民緑地の用に供する土地	3分の2	○	～R7.3.31			1	1	1	3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
②	15	附則第15条の8	2		高齢者居住安定確保法	サービス付き高齢者向け住宅	3分の2	○	～R7.3.31				1		5	2 / 3	割合に相当する額を減額した額
②	16	附則第15条	37		水防法	浸水被害軽減地区内にある土地	3分の2	○	～R8.3.31	1			1	1	3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
②	17	附則第15条の9の3	1		マンション管理適正化法	大規模の修繕等	3分の1	○	～R7.3.31				1		1	1 / 3	割合に相当する額を減額した額
②	18	附則第15条	38		都市再生特措法	一体型滞在快適性等向上施設等	2分の1	○	～R8.3.31		1	1	1	1	5	1 / 2	の割合を乗じて得た額

① 市条例第61条の2 ② 市条例附則第9条の2

2 国が制度として導入しているもの

市条例	項	引用先(地方税法)	項	号	根拠法	課税標準の特例となる内容	市の規定	参酌	期限	対象固定資産			対象税		期間(年)	価格に対する率	課税標準額(価格から算出)
										土地	家屋(施設)	償却(設備)	固定	都計			
		第349条の3	3		農協、中小企業等協同組合	組合員の共同利用に供する(国の補助金等)						1	1		3	1 / 2	の額とする。
		第349条の3	11		文化財保護法	重要文化的景観を形成				1			1			1 / 2	の額とする。
		法附則第15条	1	1	流通業務総合化等促進法律	総合効率化事業者倉庫業者(倉庫業法第7条)			～R8.3.31		1	1	1	1	5	1 / 2	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	1	2	流通業務総合化等促進法律	総合効率化事業者(倉庫に付属する機械設備)			～R8.3.31		1	1	1	1	5	3/4又は1/2	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	2	2	廃掃法	ごみ処理施設(一般廃棄物)			～R8.3.31		1	1	1		1	1 / 2	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	2	3	廃掃法	最終処分場(一般廃棄物)			～R8.3.31		1	1	1		1	2 / 3	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	2	4	廃掃法	産業廃棄物処理施設			～R8.3.31		1	1	1		1	1 / 3	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	2			自動車用水素ステーション			～R7.3.31			1	1		3	5 / 6	の額とする。
		法附則第15条	18		バイオ燃料利用促進法	木竹燃料製造			～R8.3.31			1	1		3	3 / 4	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	18		バイオ燃料利用促進法	エタノール等製造			～R8.3.31			1	1		3	2 / 3	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	18		バイオ燃料利用促進法	水素等ガス製造			～R8.3.31						3	1 / 2	の割合を乗じて得た額
		法附則第15条	24		高齢者等移動円滑化法	停車場建物等			～R7.3.31		1	1	1	1	5	2 / 3	の額とする。
		法附則第15条	34		所有者不明土地利用円滑化特措法	地域福利増進事業			～R7.3.31		1	1	1	1	4	2 / 3	の額とする。
		法附則第15条	35		農協、中小企業等協同組合	組合員の共同利用に供する			～R7.3.31			1	1		3	1 / 2	の額とする。
		法附則第15条	36		農業経営基盤強化法	組合が認定農業者の利用に供する			～R7.3.31			1	1		5	2 / 3	の額とする。
		法附則第15条	40		自転車活用利用法	自転車を貸借する事業			～R7.3.31			1	1		3	3 / 4	の額とする。
		法附則第15条	44		租税特措法	計画認定された先端設備			～R7.3.31			1	1		3	1 / 2	の額とする。
		法附則第15条	44		租税特措法	+雇用者給与等支給表明			～R7.3.31			1			4	1 / 3	の額とする。